

報告第 5 号

令和 3 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備考
実質赤字比率	— (14.05%)	実質黒字比率 4.22%
連結実質赤字比率	— (19.05%)	連結実質黒字比率 19.81%
実質公債費比率	10.8% (25.0%)	
将来負担比率	— (350.0%)	将来負担比率△16.70%

* () の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備考
病院事業会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第1号の規定による事業の規模 847,509千円 ・資金剰余比率 108.6%
公共下水道事業特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第3号の規定による事業の規模 153,784千円 ・資金剰余比率 8.9%
農業集落排水事業特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・令第17条第3号の規定による事業の規模 29,346千円 ・資金剰余比率 9.8%

* () の数値は経営健全化基準の比率

* 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

報告第 6 号

令和 3 年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について

青森県新産業都市建設事業団規約第 1 4 条第 4 項の規定に基づき、別冊のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 やま はた せつ こ
 山 端 節 子

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

1人の委員（山端節子氏）の任期満了に伴い、同氏を引き続き委員の候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第 2 号参考資料

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 よし だ きょう こ
 吉 田 京 子

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

1人の委員（吉田京子氏）の任期満了に伴い、同氏を引き続き委員の候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第 3 号参考資料

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 かしわ ざき なお き
 柏 崎 尚 生

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

1人の委員（倉持晶郎氏）の任期満了に伴い、後任の委員に柏崎尚生氏を候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第 4 号参考資料

議案第 56 号

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の一部改正により、育児休業の取得回数制限及び非常勤職員に係る育児休業等の取得要件が緩和されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4に規定する場合に該当する場合にあつては、2歳に達する日」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成

14年法律第48号)第5条第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により任期を定めて採用された地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第2条第2項に規定する短時間勤務職員

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号

に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同

条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に特定職に引き続き」を「満了後引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 5 7 号

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

消防団員の年額報酬について、処遇改善を目的とし、国の基準額と同額に改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2消防団長の項中「56,500円」を「82,500円」に、消防団副団長の項中「40,000円」を「69,000円」に、消防団分団長の項中「25,000円」を「50,500円」に、消防団本団付分団長の項中「25,000円」を「50,500円」に、消防団副分団長の項中「23,000円」を「45,500円」に、消防団部長の項中「20,500円」を「37,000円」に、消防団班長の項中「16,000円」を「37,000円」に、消防団員の項中「15,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のおいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第58号

おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について

おいらせ町印鑑条例（平成18年おいらせ町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付サービスの導入に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例

おいらせ町印鑑条例（平成18年おいらせ町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して申請することができる。

第13条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、自ら多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和5年1月10日から施行する。

議案第59号

木ノ下小学校空調設備整備工事（機械設備）請負契約の締結について

木ノ下小学校空調設備整備工事（機械設備）請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年おいらせ町条例第49号）第2条の規定により、木ノ下小学校空調設備整備工事（機械設備）請負契約を締結するため提案するものである。

別紙

- 1 契約の目的 木ノ下小学校空調設備整備工事（機械設備）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 53,350,000円
- 4 契約の相手方 青森県上北郡おいらせ町
向山東三丁目2736番地10
株式会社 成田総合設備
代表取締役 成田 輝彦

議案第60号

令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について

令和4年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449,241千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,261,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,558,552	119,991	2,678,543
	1 町 民 税	1,127,313	52,963	1,180,276
	2 固定資産税	1,145,520	65,636	1,211,156
	3 軽自動車税	90,132	1,392	91,524
10 地方特例交付金		25,246	7,454	32,700
	1 地方特例交付金	25,246	7,454	32,700
11 地方交付税		3,395,560	140,449	3,536,009
	1 地方交付税	3,395,560	140,449	3,536,009
15 国庫支出金		1,798,300	72,526	1,870,826
	1 国庫負担金	1,407,823	7,976	1,415,799
	2 国庫補助金	385,040	64,550	449,590
16 県支出金		1,164,682	241,571	1,406,253
	1 県負担金	684,443	41	684,484
	2 県補助金	420,202	241,509	661,711
	3 県委託金	60,037	21	60,058
17 財産収入		17,352	3,826	21,178
	1 財産運用収入	12,526	874	13,400
	2 財産売却収入	4,826	2,952	7,778
19 繰入金		582,934	△166,418	416,516
	1 特別会計繰入金	2	10,836	10,838

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	582,932	△177,254	405,678
20 繰越金		20,000	55,346	75,346
	1 繰越金	20,000	55,346	75,346
21 諸収入		80,864	12,878	93,742
	5 雑入	71,130	12,878	84,008
22 町債		394,466	△38,382	356,084
	1 町債	394,466	△38,382	356,084
歳入	合計	10,812,271	449,241	11,261,512

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		114,522	518	115,040
	1 議会費	114,522	518	115,040
2 総務費		1,258,577	35,623	1,294,200
	1 総務管理費	568,234	15,455	583,689
	2 企画費	389,573	7,089	396,662
	3 徴税費	143,768	12,073	155,841
	4 戸籍住民登録費	135,984	963	136,947
	6 統計調査費	917	43	960
3 民生費		3,805,102	158,930	3,964,032
	1 社会福祉費	1,761,471	6,527	1,767,998
	2 児童福祉費	2,043,609	152,403	2,196,012
4 衛生費		927,416	16,303	943,719
	1 保健衛生費	512,660	15,803	528,463
	4 病院費	161,740	500	162,240
6 農林水産業費		215,174	156,165	371,339
	1 農業費	199,181	153,276	352,457
	2 林業費	4,454	0	4,454
	3 水産業費	11,539	2,889	14,428
7 商工費		136,291	22,863	159,154
	1 商工費	136,291	22,863	159,154

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,345,361	20,053	1,365,414
	1 土木管理費	80,220	3,610	83,830
	2 道路橋りょう費	521,731	28,119	549,850
	3 都市計画費	736,178	△11,676	724,502
9 消防費		423,719	14,658	438,377
	1 消防費	423,719	14,658	438,377
10 教育費		1,507,880	14,128	1,522,008
	1 教育総務費	174,969	2,654	177,623
	2 小学校費	610,597	9,973	620,570
	3 中学校費	137,174	1,509	138,683
	4 社会教育費	213,694	△132	213,562
	5 保健体育費	371,446	124	371,570
13 予備費		20,000	10,000	30,000
	1 予備費	20,000	10,000	30,000
歳 出 合 計		10,812,271	449,241	11,261,512

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
みなくる館等指定管理料	令和5年度～令和9年度	352,477

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住吉町線整備事業	千円 8,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 8,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
下田第3分団拠点施設塗装事業 (適正管理推進事業)	1,700				2,200			
百石第5分団拠点施設塗装事業 (適正管理推進事業)	1,700				3,600			
臨時財政対策債	132,466				100,084			

廃止

起債の目的	限度額
一川目地区生活会館塗装事業 (適正管理推進事業)	千円 4,000
本町北コミュニティセンター塗装事業 (適正管理推進事業)	4,700

議案第 6 1 号

令和 4 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 4 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1, 3 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 0 7, 8 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		512,072	△15,194	496,878
	1 国民健康保険税	512,072	△15,194	496,878
3 県支出金		1,530,600	△9	1,530,591
	1 県補助金	1,530,600	△9	1,530,591
5 繰入金		232,671	124	232,795
	1 一般会計繰入金	224,567	124	224,691
6 繰越金		1	29,201	29,202
	1 繰越金	1	29,201	29,202
7 諸収入		10,617	7,204	17,821
	3 雑入	2,013	7,204	9,217
歳入	合計	2,286,569	21,326	2,307,895

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,417	124	49,541
	1 総務管理費	41,802	124	41,926
3 国民健康保険事業費納付金		694,102	0	694,102
	1 医療給付費分	447,661	0	447,661
6 基金積立金		8	9,411	9,419
	1 基金積立金	8	9,411	9,419
7 諸支出金		6,196	11,791	17,987
	1 償還金及び還付加算金	3,001	11,791	14,792
歳 出	合 計	2,286,569	21,326	2,307,895

議案第 6 2 号

令和 4 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 1 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		1	10	11
	1 寄附金	1	10	11
3 繰入金		6,357	△673	5,684
	2 基金繰入金	4,808	△673	4,135
4 繰越金		1	673	674
	1 繰越金	1	673	674
歳入	合計	18,114	10	18,124

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		18,114	10	18,124
	1 奨学資金貸付事業費	18,114	10	18,124
歳出	合計	18,114	10	18,124

議案第 6 3 号

令和 4 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
について

令和 4 年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 0 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 5 9, 6 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		650,110	△13,122	636,988
	1 一般会計繰入金	650,110	△13,122	636,988
4 繰越金		1	13,767	13,768
	1 繰越金	1	13,767	13,768
5 諸収入		1	60	61
	2 雑入	0	60	60
歳入	合計	1,058,934	705	1,059,639

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		232,540	700	233,240
	1 総務管理費	232,540	700	233,240
2 事業費		109,667	5	109,672
	1 建設事業費	109,667	5	109,672
歳 出 合 計		1,058,934	705	1,059,639

議案第 6 4 号

令和 4 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9 3, 6 0 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		74,888	△2,302	72,586
	1 一般会計繰入金	74,888	△2,302	72,586
7 繰越金		1	2,900	2,901
	1 繰越金	1	2,900	2,901
歳入	合計	293,004	598	293,602

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,383	598	54,981
	1 総務管理費	54,383	598	54,981
歳 出	合 計	293,004	598	293,602

議案第 6 5 号

令和 4 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 4, 5 8 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 4 8 1, 8 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		509,521	△1,081	508,440
	1 介護保険料	509,521	△1,081	508,440
3 国庫支出金		505,247	158	505,405
	2 国庫補助金	102,354	158	102,512
4 支払基金交付金		605,600	30	605,630
	1 支払基金交付金	605,600	30	605,630
5 県支出金		318,500	79	318,579
	2 県補助金	12,676	79	12,755
7 繰入金		430,251	△10,406	419,845
	1 一般会計繰入金	419,510	335	419,845
	2 基金繰入金	10,741	△10,741	0
8 繰越金		1	115,808	115,809
	1 繰越金	1	115,808	115,809
歳入	合 計	2,377,218	104,588	2,481,806

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		100,347	59,587	159,934
	1 総務管理費	85,290	59,587	144,877
3 地域支援事業費		95,764	630	96,394
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,086	337	55,423
	2 一般介護予防事業費	18,097	293	18,390
4 基金積立金		7	44,371	44,378
	1 基金積立金	7	44,371	44,378
歳 出	合 計	2,377,218	104,588	2,481,806

議案第66号

令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
について

令和4年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		145,933	27,290	173,223
	1 後期高齢者医療保険料	145,933	27,290	173,223
3 繰入金		76,359	△1,801	74,558
	1 一般会計繰入金	76,359	△1,801	74,558
4 繰越金		1	8,821	8,822
	1 繰越金	1	8,821	8,822
歳入	合計	222,735	34,310	257,045

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		220,329	34,248	254,577
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	220,329	34,248	254,577
3 諸支出金		401	62	463
	2 繰出金	1	62	63
歳 出	合 計	222,735	34,310	257,045

議案第67号

令和4年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について

第1条 令和4年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,001,817 千円	619 千円	1,002,436 千円
第1項 医業収益	882,434 千円	619 千円	883,053 千円
	支 出		
第1款 事業費用	1,001,817 千円	619 千円	1,002,436 千円
第1項 医業費用	993,523 千円	619 千円	994,142 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,768 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,510 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 15,768 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 15,510 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	158,831 千円	500 千円	159,331 千円
第2項 他会計出資金	13,280 千円	500 千円	13,780 千円

	支 出		
第1款 資本的支出	174,599 千円	242 千円	174,841 千円
第1項 建設改良費	145,639 千円	242 千円	145,881 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	561,697 千円	△4,754 千円	556,943 千円

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 1 号

令和3年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 2 号

令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 3 号

令和3年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 4 号

令和 3 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 5 号

令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り、令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につ
いて、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 6 号

令和 3 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 7 号

令和3年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 8 号

令和3年度おいらせ町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度おいらせ町病院事業会計決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆